

常滑市建設工事等成績評定評価委員会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、常滑市に設置する建設工事等成績評定評価委員会（以下「委員会」という。）の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

第2条 委員会は、常滑市工事成績評定要領又は常滑市委託業務成績評定要領に基づき通知された評定点について、請負者又は受注者から説明を求められた事項について審議する。

(委員及び組織)

第3条 委員会は、次の者で構成する。

- (1) 総務部長
- (2) 事業担当部長
- (3) 事業担当課長
- (4) 総務課長
- (5) 監督員
- (6) 検査員

2 委員長は、総務部長とする。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

4 委員長は、第1項に定めるもののほか、必要と認める者を委員に任命することができる。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、委員長が必要と認めた場合、委員長が招集する。

2 委員会は非公開とする。

(委員会の庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部総務課が行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。